

二本松市パブリック・コメント手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続の適正な執行を図り、より効果的なものとするため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、市が計画等を定めようとする場合に、当該計画等の案（計画等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて市民の意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する自らの考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「計画等」とは、市の施策の基本的な計画又は市民生活に密接に関連すると認められる重要な事項をいう。

3 この要綱において「実施機関」とは、計画等を所管する部又は課をいう。

4 この要綱において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画等に利害関係を有する者

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施し、計画等を定めようとする場合は、パブリック・コメント手続が施策形成に民意を反映し、かつ、その過程の公正性及び透明性を確保する手段であって、施策決定の賛否を問うための手段ではないことを認識し、相応の責任ある意見及び有意義な意見が提出されるよう努めなければならない。

(パブリック・コメント手続の実施)

第4条 実施機関は、二本松市市政運営基本条例（平成17年二本松市条例第4号）第7条第1項の規定を尊重し、計画等を定めようとする場合は、計画等の案についてパブリック・コメント手続を実施するよう努めるものとする。計画等を改めようとする場合も、同様とする。

2 実施機関は、パブリック・コメント手続の実施の可否を自ら決定するものとする。

3 実施機関は、必要があると認める場合は、計画等以外の事項についてもパブリック・コメント手続を実施することができる。ただし、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する命令等を除く。

(計画等の案の公表)

第5条 第2条第1項の規定により公表する計画等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該計画等の題名及び当該計画等を定める根拠となる法令等がある場合はその名称、条項等が明示されたものでなければならない。

2 実施機関は、第2条第1項の規定による計画等の案の公表と同時に、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 計画等の趣旨、目的又は概要
- (2) 意見を提出できるものの範囲
- (3) 意見提出期間
- (4) 意見の提出先
- (5) 意見の提出方法

(意見提出期間)

第6条 第2条第1項の規定により定める意見提出期間は、計画等の案の公表の日から起算して30日以上でなければならない。

2 実施機関は、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該計画等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

(パブリック・コメント手続の周知等)

第7条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施して計画等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該パブリック・コメント手続の実施について周知するように努めるとともに、当該パブリック・コメント手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

2 前項の規定による周知は、次に掲げる事項を市ウェブサイト又は広報にほんまつに掲載することにより行うものとする。

- (1) 計画等の題名
- (2) 意見提出期間
- (3) 計画等の案の入手方法

(意見の提出)

第8条 パブリック・コメント手続により意見を提出できるものは、原則として、市民とする。ただし、実施機関は、パブリック・コメント手続を実施する計画等の内容に応じ、広く一般の意見を求めることができる。

2 市民は、意見の提出に当たり住所及び氏名（法人その他の団体にあつては所在地、名称及び代表者の氏名）に加え、第2条第4項各号のいずれかに該当することを示す事項を明らかにしなければならない。

3 意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便等
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法
(提出意見の考慮等)

第9条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施して計画等を定める場合には、意見提出期間内に当該実施機関に対し提出された当該計画等の案についての意見（単に計画等への賛否のみにとどまる意見及び計画等に関係のない意見を除く。以下「提出意見」という。）を十分に考慮し、当該計画等に採り入れられる有意義な意見かどうかを検討しなければならない。

- 2 実施機関は、提出意見へ個別に回答することを要しない。
(結果の公表等)

第10条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施して計画等を定めた場合には、当該計画等の公表と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 計画等の題名
- (2) 計画等の案の公表の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
- (4) 提出意見に対する考え方（パブリック・コメント手続を実施した計画等の案と定めた計画等との差異を含む。）及びその理由

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

- 4 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施したにもかかわらず計画等を定めないこととした場合には、その旨（別の計画等の案について改めてパブリック・コメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

(公表の方法)

第11条 第5条並びに前条第1項及び第4項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び市ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施することにより取得した個人情報
を二本松市個人情報保護条例（平成17年二本松市条例第18号）に基づき、適正に
取り扱わなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な
事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、施行の日以後に立案を開始する計画等について適用し、この要綱の施行
の際現に立案過程にある計画等については適用しない。

附 則（平成26年7月29日告示第125号）

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。